

チーム道民は「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、
飲酒運転ゼロを目指します。



チーム道民は飲酒運転を 決して見逃さない! 飲酒運転…発見したら警察に通報!

7.13

飲酒運転根絶の日

交通安全対策七者連絡会議は飲酒運転根絶に向け全力で取組みます。

(北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、公益社団法人 北海道交通安全推進委員会、一般財団法人 北海道交通安全協会、一般社団法人 北海道安全運転管理者協会)

公益社団法人 北海道交通安全推進委員会

飲酒運転根絶ロゴマークを作成しました。

趣旨

このロゴマークは、幅広く道民の皆様に飲酒運転根絶を訴えつつ、親しみやすいものとしました。北海道と道路標識をモチーフにした車の中に「お酒」のデザインと飲酒運転根絶の願いを込めた「NO!」の文字を盛り込んでいます。

ロゴマークを積極的に活用し、飲酒運転を根絶しましょう。

使用手続

飲酒運転根絶ロゴマークの使用をご希望の方は公益社団法人北海道交通安全推進委員会のホームページから申し込みでください。(原則無料です。)

[URL:<http://www.slowly.or.jp>]

ロゴマークの基本デザイン



カラー



モノクロ

飲酒運転に対する法規制の概要

▶自動車運転死傷行為処罰法の主な内容

■危険運転致死傷罪(飲酒運転に関するものを抜粋)

- 飲酒・薬物摂取の影響により正常な運転が困難な状態で走行

死傷事故

人を死亡させると1年以上20年以下の懲役
※無免許運転の場合も同じ

人を負傷させると15年以下の懲役
(無免許運転の場合は、6月以上20年以下の懲役)

- 飲酒・薬物摂取の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転(正常な運転が困難な状態に陥った場合に限る。)

死傷事故

人を死亡させると15年以下の懲役

(無免許運転の場合は、6月以上20年以下の懲役)

人を負傷させると12年以下の懲役

(無免許運転の場合は、15年以下の懲役)



■過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪(飲酒運転に関するものを抜粋)

飲酒・薬物摂取の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転し、運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者が、飲酒・薬物摂取の影響の発覚を免れるための行為をした。

12年以下の懲役
(無免許運転の場合は、15年以下の懲役)



▶道路交通法の主な内容

酒酔い運転

罰則
5年以下の懲役
または
100万円以下の罰金

違反点
35点→免許取消し



酒気帯び運転

罰則
3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

違反点
**25点(0.25mg以上)
→免許取消し**
**13点(0.15以上0.25mg未満)
→免許停止**

※()内の数値は呼気1リットル中のアルコール濃度



車両提供の禁止

罰則:酒酔い運転
5年以下の懲役
または
100万円以下の罰金

罰則:酒気帯び運転
3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金



酒類提供の禁止

罰則:酒酔い運転
3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

罰則:酒気帯び運転
2年以下の懲役
または
30万円以下の罰金



同乗の禁止

罰則:酒酔い運転
3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

罰則:酒気帯び運転
2年以下の懲役
または
30万円以下の罰金

